

## 浜松市建設工事関連業務委託成績評定要領

### (目的)

第1 この要領は、浜松市発注(「浜松市建設工事関連業務委託契約約款」を適用した業務)の建設工事にかかる委託業務(測量、調査及び設計等)の成績評定(以下「評定」という。)に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2 この要領において評定の対象となる委託業務(以下「委託業務」という。)は、1件の業務委託料(最終)が100万円を超える業務のうち、次の業務とする。

- (1) 測量業務
- (2) 用地調査業務
- (3) 工損調査業務
- (4) 地質・土質調査業務
- (5) 調査計画業務
- (6) 土木設計業務
- (7) 建築・設備設計業務

### (評定者)

第3 委託業務の評定者(以下「評定者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 検査職員
  - ア 業務委託料(最終)が500万円を超える委託業務検査監の職にある者
  - イ 業務委託料(最終)が500万円以下の委託業務業務担当課の所属長が命ずる職員

- (2) 総括監督員、担当監督員
  - 「浜松市建設工事関連業務委託監督要綱」に基づき定めた職員

### (評定の方法)

第4 評定は、別に定める「工事関連業務委託評定考査基準」により委託業務及び評定者ごとに独立して的確かつ公平に行うものとする。

- 2 評定の結果は、「工事関連委託成績評定表」(別記第1号様式)に記録するものとする。

### (評定等の提出)

第5 検査職員の評定は検査を実施したとき、総括監督員及び担当監督員の評定は委託業務が完了したときに実施する。

2 評定者は、評定を行ったときに、速やかに評定表、工事関連委託完了検査結果通知書（別記第2号様式）及び項目別評定点（別記第3号様式）を作成し、工事関連委託完了検査報告書とともに提出するものとする。

（評定結果の通知）

第6 評定者から採点表の提出があったときは、当該委託業務の受注者に対して、評定結果（別記第2号及び第3号様式）を通知するものとする。

（評価の修正）

第7 第6の評定の結果を通知した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、その結果を受注者に通知することができる。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定めるものとする。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、第5の2、第6及び第7については、当面適用しない。

この要領は、平成23年10月1日から施行する。（一部改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。（一部改正）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。（一部改正）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。（一部改正）

別記第1号様式

工事関連委託成績評定表(測量調査業務等)							
						担当課	
契約番号		委託名称					
業 務 委 託 料							
履 行 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
完 了 年 月 日	平成 年 月 日						
完 了 検 査 年 月 日	平成 年 月 日						
受 注 者							
業 務 代 理 人							
主 任 技 術 者							
担 当 技 術 者							
担 当 監 督 員							
総 括 監 督 員							
検 査 職 員							
評 価 項 目	担当監督 員評定点	総括監督 員評定点	検査職員 評定点	業務評定	技術者評定		
					業務代理人 主任技術者	担当技術者	
専門技術力	提案力、改善力						
	業務執行技術力						
管理技術力	工程管理能力						
	品質管理能力						
	迅速性、弾力性、調整能力						
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性						
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観						
成 果 品 の 品 質							
評定点計							
100点満点換算							
事故等不適切な事項による減点							
瑕疵修補又は損害賠償による減点							
評定点合計 = + +					/100点	/100点	/100点

別記第1号様式

工事関連委託成績評定表(土木設計業務)						担当課			
契約番号	委託名称								
業務委託料									
履行期間			平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
完了年月日			平成 年 月 日						
完了検査年月日			平成 年 月 日						
受注者									
管理技術者									
照査技術者									
担当技術者									
担当監督員									
総括監督員									
検査職員									
評価項目			担当監督員評定点	総括監督員評定点	検査職員評定点	業務評定	技術者評定		
							業務代理人主任技術者	担当技術者	照査技術者
専門技術力	提案力、改善力								
	業務執行技術力								
	施工時への配慮(いずれかを選択)	概略設計、予備設計							
		詳細設計							
コスト把握能力									
管理技術力	工程管理能力								
	品質管理能力								
	迅速性、弾力性、調整能力								
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性								
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観								
成果品の品質									
評定点計									
100点満点換算									
事故等不適切な事項による減点									
瑕疵修補又は損害賠償による減点									
評定点合計 = + +						/100点	/100点	/100点	/100点

別記第1号様式

工事関連委託成績評定表（建築・設備設計業務）						
					担当課	
契約番号			委託名称			
業務委託料	当初：¥ -			最終：¥ -		
履行期間	当初：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			最終：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
完了年月日	平成 年 月 日					
完了検査年月日	平成 年 月 日					
受注者						
管理技術者						
主任技術者						
担当監督員						
総括監督員						
検査職員						
評価項目	担当監督員 評定点	総括監督員 評定点	検査員 評定点	業務評定		管理技術者
業務の実施能力						
業務の実施状況						
設計図書の出来栄						
設計の技術力						
各評定者の評定点計						
事故等による減点						
瑕疵修補又は損害賠償による減点						
評定点合計= + +						

注) 各評価項目の「業務評定」は少数第一位までとする。

## 工事関連委託完了検査結果通知書

平成 年 月 日

様

浜松市長名又は管理者名

下記委託の完了検査結果について通知します。

委 託 名 称	契 約 番 号	
業 務 委 託 料		
完了検査合格年月日		
検 査 結 果		
評 定 点	点	
備 考		

なお、評価結果に疑義があるときは、契約担当課長に対して、この結果を通知した日から5日以内に書面により説明を求めることができます。

また、通知書は再発行いたしません。

別記第3号様式

項目別評定点（測量調査業務用）

		合格番号 号		
		契約番号 号		
委託名称				
評価項目	評価の視点	業務評点	技術者評点	
			業務代理人 主任技術者	担当技術者
専門技術力	提案力、改善力			
	業務執行技術力			
管理技術力	工程管理能力			
	品質管理能力			
	迅速性、弾力性、調整能力			
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、 協調性			
取組姿勢	責任感、積極性、協調性			
成果品の品質	目的の達成度			
	的確な取りまとめ			
	ミスの有無			
評定点計				
事故等による減点				
瑕疵修補又は損害賠償による減点				
評定点合計		点 / 100 点	点 / 100 点	点 / 100 点

別記第3号様式

項目別評定点（土木設計業務用）

		合格番号		号	
		契約番号		号	
委託名称					
評価項目	評価の視点	業務評点	技術者評点		
			管理技術者	担当技術者	照査技術者
専門技術力	提案力、改善力				
	業務執行技術力				
	施工時への配慮	概略設計、予備設計			
		詳細設計			
	コスト把握能力				
管理技術力	工程管理能力				
	品質管理能力				
	迅速性、弾力性、調整能力				
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性				
取組姿勢	責任感、積極性、協調性				
成果品の品質	目的の達成度				
	的確な取りまとめ				
	ミスの有無				
評定点計					
事故等による減点					
瑕疵修補又は損害賠償による減点					
評定点合計		点 / 100点	点 / 100点	点 / 100点	点 / 100点



別記第3号様式

項目別評定表（建築・設備設計業務用）

		合格番号 号	
		契約番号 号	
評価項目	業務評定 (評定点 / 満点)	技術者評定	
		管理技術者 (評定点 / 満点)	
業務の実施能力	点 / 点	点 / 点	
業務の実施状況	点 / 点	点 / 点	
設計図書の出来栄	点 / 点	点 / 点	
設計の技術力	点 / 点	点 / 点	
評価点	点 / 点	点 / 点	
事故等による減点			点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点
総合評定点	点 / 100 点	点 / 100 点	

## 工事関連業務委託評価審査基準

### 第1 趣旨

この審査基準は、浜松市建設工事関連業務委託成績評価要領 第4の規定に基づき、委託業務及び評価者ごとに独立して的確かつ公平な評価を行うため、必要な事項を定めるものである。

### 第2 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「測量調査業務等」、「土木設計業務」の二つの業務にまたがる場合は、業務の目的、金額等を勘案した上で、担当監督員が主たる業務を特定する。

この主たる業務の審査をもって業務の評価とし、各評価者もこれを統一して審査するものとする。

### 第3 担当監督員及び検査職員審査基準

評価に当たっては、該当する評価表の各項目について、当該業務の履行状況に対する評価を行うものとする。

### 第4 総括監督員審査基準

#### 1 審査方法

総括監督員は、評価趣旨を十分に理解し尊重した上で、総合的に評価を行う。

#### 2 評価項目

採点表(総括監督員欄)の該当評価項目の評価、及び第6の減点を行うものとする。

### 第5 評価点について

業務に対する評価点は、各評価項目の重み付けを考慮した配点とする。

また、技術者の評価点は、業務内容に応じて抽出した各評価項目について、業務評価に対する各技術者の重み付けを考慮した配点とする。

評価点の配点は、対象業務に応じて別紙1 - 、別紙1 - 又は別紙1 - によるものとする。

### 第6 減点について

#### 1 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し、「浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要領」により入札参加停止等の措置があった場合は、当該業務の評価点に対して、表-1により減点するものとする。

また、評価が確定した後に当該事実が判明した場合は、評価時に遡って減点するものとする。

表-1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	入札参加停止 1ヶ月まで	入札参加停止が 1ヶ月を超える
審査点	-3点	-5点	-10点	-15点

## 2 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品において、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書の瑕疵担保条項等により瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の評定点に対して、表 - 2 を参考として最大 20 点まで減点することができるものとする。

ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、評定が確定した後に当該事実が判明した場合は、評定時に遡って減点するものとする。

表 - 2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 瑕疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	- 10 点	- 20 点

### 附則

この審査基準は、平成 25 年度以降において、浜松市が発注する建設工事にかかる委託業務の成績評定に適用する。

別紙 1 - 評定点の配点 (測量・調査業務等)

評価項目		業務評定	業務代理人 又は 主任技術者	担当 技術者
専門技術力	提案力、改善力	10.0	10.0	16.0
	業務執行技術力	20.0	20.0	32.0
管理技術力	工程管理能力	10.0	10.0	
	品質管理能力	10.0	10.0	
	迅速性、弾性性、調整能力	4.0	4.0	
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、 協調性	4.0	4.0	6.4
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	10.0	10.0	16.0
成 果 品 の 品 質		32.0	32.0	29.6
評定点 計		100	100	100
事故等不適切な事項による減点		0	0	0
瑕疵修補または損害賠償による減点		0	0	0
評定点 合計 = + +		100	100	100

別紙 1 - 評定点の配点 (土木設計業務)

評価項目		業務評定	管理 技術者	担当 技術者	照査 技術者	
専門技術力	提案力、改善力	9.0	9.0	13.5		
	業務執行技術力	17.0	17.0	25.5		
	施行時への配慮 (いずれかを選択)	概略設計、 予備設計	6.0	6.0	9.0	
		詳細設計	6.0	6.0	9.0	
	コスト把握能力	4.0	4.0	6.0		
管理技術力	工程管理能力	8.0	8.0			
	品質管理能力	8.0	8.0		64.0	
	迅速性、弾性性、調整能力	4.0	4.0			
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、 協調性	4.0	4.0	6.0		
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	8.0	8.0	12.0		
成 果 品 の 品 質		32.0	32.0	28.0	36.0	
評定点 計		100	100	100	100	
事故等不適切な事項による減点		0	0	0	0	
瑕疵修補または損害賠償による減点		0	0	0	0	
評定点 合計 = + +		100	100	100	100	

別紙 1 - 評定点の配点（建築・設備設計業務）

評価項目	業務評定	管理技術者
業務の実施能力	19.2	19.2
業務の実施状況	12	12
設計図書の出来ばえ	22.8	22.8
設計の技術力	46	46
評価点 計	100	100
事故等による減点	0	0
瑕疵修補又は損害賠償による減点	0	0
評定点 合計 = + +	100	100